

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（４） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和２年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・内藤 亜美・徳田 貴子・木村 克哉・嵯峨 惇也・永簀 舞衣 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	438 号
刊行日	2021-9-10
頁	97-105
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210910.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（４）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和２年） —

根岸 隆史
内藤 亜美
徳田 貴子
木村 克哉
嵯峨 惇也
永簾 舞衣

（行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- （１）補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- （２）中高年のひきこもりへの支援と対策
- （３）居住支援の強化
- （４）林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
- （５）種苗法改正の取りやめ
- （６）防災・減災、国土強靱化の推進

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、これまでの「地方議会からの意見書（１）、（２）、（３）」¹に続き、令和２年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを確認しつつ紹介する²。

¹ 根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簾舞衣「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 435（令3.6.1）、「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 436（令3.7.8）及び「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 437（令3.7.30）。なお、令和２年に参議院が受理した意見書のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関連する要望事項の分析や解説については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簾舞衣「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題－参議院への意見書における地方議会の要望－」『立法と調査』No. 433（令3.4.14）参照。

² 本稿は令和３年８月２４日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

(1) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設

主な要望事項

○ 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

加齢による聴力の低下は、40歳代から一般的には高音域において始まり、60歳代になると軽度難聴レベルとなる音域が増え、70歳以降ではほとんどの音域の聴力が軽度・中等度難聴レベルになるとされ³、65～74歳では17.6%、75歳以上では39.2%の人が難聴の自覚があるとされる⁴。難聴は、社会生活に支障を生じさせるだけでなく、近年の研究では、認知機能の低下と強い関連があることが指摘され、適切に補聴器を導入すれば認知症の発症リスクを軽減させるとされている⁵。一方、難聴者に対する補聴器の使用率は、英国42%、ドイツ35%、米国30%に対し、日本は14%と低く、日本における補聴器普及の課題として、補聴器の価格の高さ等が指摘されている⁶。

補聴器購入は健康保険等の適用とはならないが、障害者総合支援法⁷に基づく補装具費支給制度により購入等に要する費用の一部が支給される。対象は聴覚障害6級⁸以上として身体障害者手帳が交付された者であり、利用者負担は原則として1割⁹である。補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴者が補聴器を購入する場合、医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、医療費控除の対象とされる¹⁰。

一部の地方公共団体では、軽度・中等度難聴者に対し、補聴器購入等に要する費用の助成が行われている¹¹。意見書では、補装具費支給の対象とならない難聴者・難聴児の補聴器購入に対して、年齢にかかわらず、全国一律の公的支援制度を構築することも求められた。

³ 日本耳鼻咽喉科学会ウェブサイト<<http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/hearingloss/>>。日本聴覚医学会の「難聴対策委員会報告－難聴（聴覚障害）の程度分類について－」によれば、軽度難聴は各周波数の平均聴力レベル25dB以上40dB未満（小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。）、中等度難聴は同40dB以上70dB未満（普通の大さき声の会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。補聴器の良い適応となる。）、高度難聴は同70dB以上90dB未満（非常に大きい声か補聴器を用いなくとも会話がかたや聞き取れない。）、重度難聴は同90dB以上（補聴器でも聞き取れないことが多い。）とされている。

⁴ Anovum「JapanTrak2018 調査報告」<http://www.hochouki.com/files/JAPAN_Trak_2018_report.pdf>16頁

⁵ 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターウェブサイト「もの忘れセンターの佐治直樹副センター長らが、難聴と認知機能低下との強い関連を見いだしました。」（令和2年12月）<<https://www.ncgg.go.jp/hospital/monowasure/news/20201130.html>>。地域に在住する高齢者を対象に調査した結果、難聴があると認知機能低下の合併が1.6倍多いことが明らかになったとされている。なお、こうした関連性については、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年1月策定、平成29年7月改訂）等でも指摘されている。

⁶ 「補聴器 自分に合うものを使用率低迷の日本、普及のカギは」『日本経済新聞』夕刊（平30.3.14）。日本での補聴器の普及価格帯は片耳あたり15万～20万円とされている。

⁷ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

⁸ 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）、又は片側の耳の聴力レベルが90dB以上でもう一方の耳の聴力レベルが50dB以上のもの。

⁹ 世帯の所得に応じ、負担上限月額が設定されている。

¹⁰ 国税庁ウェブサイト「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」（平30.4.16）<<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaisaku/shotoku/shinkoku/180416/index.htm>>

¹¹ 軽度・中等度難聴の児童への補聴器購入助成については、対象や金額等には差異があるものの、令和3年2月時点で全ての都道府県及び政令指定都市において行われている（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会・日本臨床耳鼻咽喉科医会合同委員会福祉医療・乳幼児委員会「令和2年度軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用助成制度の地域差に関する調査報告」）。

(2) 中高年のひきこもりへの支援と対策

主な要望事項

- 自立相談支援機関¹²の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援(訪問支援)を実施すること。また、これらの機能強化に向けた取組の経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 中高年のひきこもり¹³にある者に適した支援の充実を図るため、「ひきこもりサポート事業」の更なる強化を図ること。
- 「8050 問題」¹⁴など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など¹⁵、これまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

平成 30 年度に内閣府が行った「生活状況に関する調査」では、全国の 40 歳から 64 歳までの人口の 1.45%に当たる 61.3 万人がひきこもり状態にあると推計され、ひきこもり状態になってから 7 年以上の者が半数近くに及ぶことなどが明らかとなった¹⁶。

ひきこもりについては、都道府県・指定都市のひきこもり地域支援センター及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関が相談支援を行っている。自立相談支援機関は生活困窮者自立支援制度¹⁷に基づき自立に向けた支援を包括的に提供しており、令和 2～4 年度においては、支援が必要な者に情報や支援が届くよう、アウトリーチ支援員の配置等による自立相談支援の機能強化が図られている¹⁸。また、地域におけるひきこもり支援の基盤を構築し、居場所づくりや講習会・家族会等の開催等を推進するひきこもりサポート事業¹⁹や、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修が実施されているほか、就職氷河期世代の支援²⁰や孤独・孤立対策など様々な観点から取組が進められている²¹。さらに、令和 3 年 4 月には、8050 問題など地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業²²が創設された。

¹² 全国 906 福祉事務所設置自治体（都道府県：45、一般市・特別区：733、指定都市・中核市：82、町村：46）で、1,371 機関が設置されている（令和 3 年 4 月現在）。

¹³ 平成 22 年 5 月公表の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、原則として非精神病性の現象とされるが、確定診断される前の統合失調症が含まれている可能性は低いとされる。

¹⁴ 80 歳代の親と親に経済的に依存する独身の 50 歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

¹⁵ 断らない相談支援は本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援であり、伴走型支援は支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指す支援である。

¹⁶ 平成 27 年度の内閣府「若者の生活に関する調査」では、全国の 15 歳から 39 歳までの人口の 1.57%に当たる 54.1 万人がひきこもり状態にあると推計され、ひきこもりは、幅広い年齢層・立場の者において見られ、年齢にかかわらず多様なきっかけでなりうるとうとされる（内閣府『令和元年版子供・若者白書』50 頁）。

¹⁷ 生活困窮者に関し、包括的な相談支援や当事者の状況に応じた居住確保支援・就労支援等を実施する制度。

¹⁸ 国が全額を補助しており、令和 3 年度予算に 31.7 億円が計上されている。

¹⁹ 同事業を含むひきこもり支援推進事業のため、令和 3 年度予算に 11.5 億円が計上されている。

²⁰ 就職氷河期世代支援プログラム（令和元年 6 月閣議決定）等に基づき、支援が行われている。

²¹ 令和 3 年 6 月から「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」が開催されている。

²² 市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を通じて継続的な伴走支援等を実施するものであり、国の財政支援に関し関連事業の一体的な執行ができる。

(3) 居住支援の強化

主な要望事項

- 住居確保給付金及び住宅セーフティネット制度の充実を図るとともに、居宅生活移行緊急支援事業を恒久化し、地方公共団体の積極的な活用を推進すること。
- 住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割を明確化するとともに、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業について、必要な予算を確保し、市町村の包括的支援体制の構築等に係る必要な支援を実施すること。

政府は、生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する者の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、居住支援施策は拡充されており、住居を失うおそれのある困窮者等に対する住居確保給付金の支給期間の延長等が行われた。また、住宅確保要配慮者専用の住宅について、一定の場合に公募要件の適用を除外し、現入居者が住み続けたまま家賃低廉化補助の対象とできる²³ものとする等の見直しが行われた。令和2年度第2次補正予算で創設された居宅生活移行緊急支援事業については、継続的な実施が可能となるよう、令和3年度予算において居住不安定者等居宅生活移行支援事業が創設され、居宅生活移行に向けた相談支援や居宅生活移行後の安定した生活の継続のための定着支援、入居しやすい住宅の確保等に向けた取組に対し、補助が行われている。

住まい支援の連携強化としては、国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層における関係省・関係団体の情報交換・協議等の連絡調整が行われている²⁴。令和3年度からは、複合的な相談にワンストップで対応可能な福祉・住宅の総合相談窓口の設置等、地方公共団体の福祉・住宅部局の連携によるモデル的な体制整備への支援が開始された。

地域住民の複合的で従来の分野別の支援体制では狭間となるニーズに対しては、市町村における重層的支援体制整備事業を活用した属性を問わない包括的な支援が期待されており、同事業の取組例として、見守り等の居住支援が挙げられている。令和3年度予算では、現行の高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談・地域づくり関連事業に係る補助金等を一体的に執行できるよう、重層的支援体制整備事業交付金が創設されている。

²³ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（住宅セーフティネット法）に基づき登録した住宅確保要配慮者専用の住宅に係る家賃低廉化費用について補助を受けるには、原則として賃貸人が当該住宅の入居者を公募することとされているため、入居中の物件を住宅確保要配慮者専用の住宅として登録しても補助対象とならないが、現入居者の困窮度が高く、より困窮度の高い他の入居対象者のセーフティネット住宅や公的賃貸住宅への入居を阻害しない等、一定の場合に、公募要件を適用除外する特例が設けられた。

²⁴ 国レベルでは厚生労働省・国土交通省・法務省及び関係団体による「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」、地方ブロックでは3省の地方支分部局、都道府県・市区町村では居住支援協議会により、4層の圏域ごとに、3省の行政分野ごと・関係組織ごとの連絡調整を行うとされる。居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体等の関係団体が連携し、全都道府県及び64市区町で設立されている（令和3年7月30日時点）。なお、意見書では、市区町村における同協議会の設置促進も求められた。

(4) 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化

主な要望事項

- 森林の多面的機能²⁵を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源²⁶を十分かつ安定的に確保すること。
- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化²⁷を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

我が国の森林資源は、戦後からの人工林の造成等により十分に蓄積されており²⁸、平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画では、利用期を迎えた豊富な森林資源を循環利用し、林業・木材産業の成長産業化を図るとされた。そのため、林業における零細な経営や低い生産性が見直しなどによる原木の安定供給体制の構築（供給対策）や、木材産業における新たな木材製品の開発・普及などによる新規需要の創出（需要対策）等を推進するとされた。

同計画等を踏まえ、政府は森林整備事業、治山事業、林業成長産業化総合対策等を通じ、間伐や再造林、治山施設の整備、経営の集積・集約化²⁹、ICTを活用したスマート林業や新技術を活用した林業イノベーションの推進、都市の木造化の促進³⁰等、林業・木材産業への総合的な施策を実施している。また、令和3年3月の法改正³¹により、令和2年度までとなっていた森林整備事業における都道府県・市町村負担分に係る地方債起債の特例が、令和12年度まで認められることとなった。

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、前計画に基づく施策の評価³²やその策定以降の情勢変化等を踏まえ、今後は森林・林業・木材産業によるグリーン成長³³を実現していくとされている。

²⁵ 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の働きをいう。

²⁶ 令和3年度予算の森林整備事業費は1,248億円、治山事業費は619億円であり、林野関係予算の約6割を占める。また、令和2年度第3次補正予算では、森林整備事業費496億円、治山事業費461億円が追加された。

²⁷ 林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること（「森林・林業基本計画」（平成28年5月閣議決定）5頁）。

²⁸ 我が国の森林面積は平成29年3月末時点で、国土面積の約3分の2に当たる2,505万haであり、ほぼ横ばいで推移しているが、森林資源量を表す「森林蓄積」は年々増加しており、同時点で約52億m³となっている（平成24年3月末時点では約49億m³）（林野庁『令和2年度森林・林業白書』66頁）。

²⁹ 令和元年度から、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村や林業経営者に経営管理の集積・集約化を行う森林経営管理制度が実施されている。

³⁰ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号）により、今後は公共建築物だけでなく民間建築物を含む建築物一般において木材の利用を促進するとされた。

³¹ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第15号）

³² 森林資源の適正な管理及び利用並びに林業経営基盤の強化を図る条件整備がなされ、原木生産の量的な拡大や、製材・合板工場等の生産性向上が図られるなど一定の成果が得られたが、取組は途上にあるとされた。

³³ 林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与すること。

(5) 種苗法改正の取りやめ

主な要望事項

○ 種苗法の改正を取りやめること。

植物の新品種の開発は、農産物の生産性向上や付加価値の増加により農業者や消費者に利益をもたらし、我が国の農業の発展を支える重要な要素となっている。こうした植物新品種を知的財産として保護するため、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録制度があり、新たな植物品種を育成した者は、品種登録を行うことにより育成者権を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。育成者権の保護期間は最長25年間（果樹等の木本は最長30年間）であり、無断栽培などの権利侵害に対し、栽培の差止めや損害賠償などを請求できるほか、故意による育成者権の侵害等は刑事罰の対象にもなりうるが、登録失効後は誰もが自由に利用できる一般品種となる。しかし、近年、我が国で開発された品種の海外流出³⁴や、品種開発の停滞³⁵が課題となり、我が国の農業の発展や国際競争力への影響が懸念されている。また、育成者権侵害の立証に品種登録時の種苗自体との比較栽培が必要とされるなど、育成者権の活用のしづらさが顕在化している。

こうした状況を踏まえ、政府は優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会における議論等を経て、令和2年3月、種苗法の一部を改正する法律案（以下「種苗法改正案」という。）を国会に提出した。種苗法改正案は、育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるよう、①育成者権の効力に関する特例の創設³⁶、②自家増殖の見直し³⁷、③質の高い品質登録審査を実施するための措置を行うとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、④推定制度の創設³⁸等を行うものである。その後、種苗法改正案は衆議院における施行日修正を経て令和2年12月に成立し³⁹、令和3年4月に施行された（上記②、③、④については令和4年4月施行）。

意見書においては、種苗法改正案について、自家増殖が許諾制となることで小規模農家に大きな負担が生じる懸念があること、品種の海外流出防止のためには海外での品種登録が現実的であること、特定の民間企業や多国籍企業による種苗の独占が進む可能性があることなどが指摘され、種苗法改正案の慎重な審議が求められた。

³⁴ 日本で開発された品種であるシャインマスカットが中国や韓国で栽培・販売・輸出されている事例等がある。

³⁵ 日本の国内登録出願数は平成19年の1,016件から平成29年には611件となり、10年で4割減少している。なお、平成29年の各国における国内登録出願数は中国が4,004件、EUが2,763件、米国が822件、韓国が628件となっている。（農林水産省「植物新品種の保護をめぐる状況」（平31.3.27）13頁）

³⁶ 登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者権者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける（これまでは製品として種苗が販売等されれば、原則として育成者権は消尽するとされていた。）。

³⁷ 農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととなる（これまでは育成者権の効力が及ぶ範囲の例外とされていた。）。

³⁸ 品種登録簿に記載された特性（特性表）と育成者権の侵害が疑われる品種の特性の比較により、両者の特性が同一であることを推定する制度を設けることで、侵害立証を行いやすくする。

³⁹ 令和2年法律第74号。衆参両院の農林水産委員会において附帯決議が付され、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨とする施策や農業者に対する丁寧な説明、海外での品種登録の取組支援などが求められた。

(6) 防災・減災、国土強靱化の推進

主な要望事項

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下「3か年対策」という。)⁴⁰については、インフラの老朽化や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、更なる延長・拡充を行うこと。
- 災害関連予算の確保や補助対象拡大を図るとともに、国土強靱化の財源を安定的に確保するための措置を講ずること。その配分に当たり社会資本整備の遅れている地方に配慮すること。
- 被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実・強化を令和3年度以降も継続的に図ること。

政府は、国土強靱化基本法⁴¹に基づき国土強靱化の取組を推進しており、平成30年12月には、国土強靱化基本計画⁴²を見直すとともに、重要インフラの緊急点検等の結果を踏まえた3か年対策を定め、特に緊急に実施すべき対策に集中的に取り組んできた。3か年対策は令和2年度に最終年度を迎え、全体として目標は概ね達成したとされた⁴³が、取組の更なる加速化・深化を図るため、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年対策」という。)が閣議決定された。5か年対策においては、①激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、②予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、③国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の各分野における計123項目について、概ね15兆円の事業規模⁴⁴を目途として、令和3年度から7年度までの5か年に重点的・集中的に対策を講ずるとされている。

令和3年度においては、国土強靱化関係予算として約4.4兆円が計上された⁴⁵ほか、緊急自然災害防止対策事業費⁴⁶及び緊急防災・減災事業費⁴⁷の対象事業拡大と令和7年度までの事業期間延長等がなされた。また、災害発生時の人員派遣や地域の防災・減災、国土強靱化への対応等のため、令和2年度に引き続き、地方整備局等の人員が増員された。

⁴⁰ 平成30年12月閣議決定。①防災のための重要インフラ等の機能維持、②国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策160項目について、概ね7兆円の事業規模を目途として、平成30年度から令和2年度の3年間で集中的に実施するとされた。

⁴¹ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)。同法において、国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう(第1条)。

⁴² 平成26年6月閣議決定、平成30年12月変更。国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

⁴³ 「国土強靱化年次計画2021」(令和3年6月国土強靱化推進本部決定)81～82頁。3か年対策全体で概ね7兆円を目途としていた事業規模は、令和2年度までに約6.9兆円が確保された。また、3か年対策の160項目のうち、141項目は令和2年度までの予算で目標達成、12項目は令和3年度以降に目標達成の目途がついており、7項目は関係省庁で目標達成に向け対応を検討し、早期に結論を得た上で速やかに実施するとされている。

⁴⁴ 令和3年度分の事業規模は約4.2兆円(うち国費約2.0兆円。令和2年度第3次補正予算により措置)。

⁴⁵ 予算の概要と重点化すべきプログラム等における主要施策例については、内閣官房国土強靱化推進室「令和3年度国土強靱化関係予算案の概要」(令和2年12月)参照。

⁴⁶ 地方公共団体が5か年対策と連携しつつ地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤整備に取り組めるよう、対象事業に流域治水対策等を追加し、令和3年度地方財政計画に4,000億円を計上した。

⁴⁷ 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策のための施設整備等に取り組めるよう、対象事業に避難所の新型コロナウイルス感染症対策等を追加し、令和3年度地方財政計画に5,000億円を計上した。

2. おわりに

令和2年に参議院において受理した6,564件の意見書について主な要望事項を整理し、「地方議会からの意見書(1)、(2)、(3)」及び本稿において、以下の24項目の紹介を行った⁴⁸。その内容は、行政の各分野に及ぶ結果となっており、現在の地方公共団体が直面する課題の多様さが現れていると言える。今後もこうした地方の声に、耳を傾けていく必要がある。

なお、全国において急速に感染拡大を続け、今なお沈静化が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、地方議会においては同感染症対策に関連する要望を含んだ意見書が数多く採択され、その数は令和2年に参議院が受理した6,564件の意見書のうち、少なくともおよそ2,200件に及んだ。これらについては、別稿⁴⁹において主要分野ごとに整理を行い、コロナ禍における地方公共団体の課題を提示している。

地方議会からの意見書(1)～(4)(令和2年)で紹介した項目

地方議会からの意見書(1)

- ①地方公共団体のデジタル化の着実な推進
- ②地方財政の充実・強化
- ③軽油引取税の課税免除の特例措置の継続
- ④新たな過疎対策法の制定
- ⑤地方議会議員の厚生年金への加入
- ⑥性犯罪に関する刑法規定の見直し

地方議会からの意見書(2)

- ①選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の法制化
- ②核兵器禁止条約への署名・批准
- ③日米地位協定の見直し
- ④台湾のWHOへの参加
- ⑤北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決
- ⑥義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等

⁴⁸ 平成31年・令和元年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・對馬あきな・徳田貴子「地方議会からの意見書(1)」『立法と調査』No.422(令2.4.14)、「地方議会からの意見書(2)」『立法と調査』No.423(令2.5.1)、「地方議会からの意見書(3)」『立法と調査』No.424(令2.6.1)、「地方議会からの意見書(4)」『立法と調査』No.425(令2.7.8)及び「地方議会からの意見書(5)」『立法と調査』No.426(令2.7.31)参照。

⁴⁹ 根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・徳田貴子・永簀舞衣「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題ー参議院への意見書における地方議会の要望ー」『立法と調査』No.433(令3.4.14)参照。

地方議会からの意見書(3)

- ①私学助成の充実強化等
- ②教育費負担の軽減に向けた教育予算の確保・拡充
- ③介護保険制度の改善
- ④地域医療構想と公立・公的医療機関等
- ⑤後期高齢者の医療費窓口負担割合の現状維持
- ⑥不妊治療への保険適用の拡大等

地方議会からの意見書(4)

- ①補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- ②中高年のひきこもりへの支援と対策
- ③居住支援の強化
- ④林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
- ⑤種苗法改正の取りやめ
- ⑥防災・減災、国土強靱化の推進

(ねぎし たかし、ないとう あみ、とくだ たかこ、きむら かつや、
さが じゅんや、ながはた まい)